

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	平成25年11月6日						
【会社名】	ウエルシアホールディングス株式会社						
【英訳名】	WELCIA HOLDINGS CO.,LTD.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 隆右						
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目9番地						
【電話番号】	03-5207-5878（代表）						
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員グループ経営管理本部長 佐藤 範正						
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目9番地						
【電話番号】	03-5207-5878（代表）						
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員グループ経営管理本部長 佐藤 範正						
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table> <tr> <td>その他の者に対する割当</td> <td>4,273,567,800円</td> </tr> <tr> <td>一般募集</td> <td>8,660,160,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>1,354,896,000円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年10月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>2. 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年10月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>3. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年10月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	その他の者に対する割当	4,273,567,800円	一般募集	8,660,160,000円	オーバーアロットメントによる売出し	1,354,896,000円
その他の者に対する割当	4,273,567,800円						
一般募集	8,660,160,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	1,354,896,000円						

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集(一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。)及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,357,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成25年11月6日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1)募集の方法」に記載のとおり、一般募集(以下「一般募集」という。)1,600,000株及びその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)757,000株の合計であります。

3. 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から240,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成25年11月6日(水)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式240,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

5. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成25年11月13日(水)から平成25年11月18日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	757,000株	4,273,567,800	2,136,783,900
一般募集	1,600,000株	8,660,160,000	4,330,080,000
計(総発行株式)	2,357,000株	12,933,727,800	6,466,863,900

(注) 1. 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。

その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。

2. 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年10月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】(一般募集)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1. 2.	未定 (注)1.	100株	自平成25年11月19日(火) 至平成25年11月20日(水) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年11月25日(月) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年11月13日(水)から平成25年11月18日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.welcia.co.jp/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年11月12日(火)から平成25年11月18日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年11月13日(水)から平成25年11月18日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年11月13日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年11月14日(木) 至 平成25年11月15日(金)」、払込期日は「平成25年11月21日(木)」

発行価格等決定日が平成25年11月14日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年11月15日(金) 至 平成25年11月18日(月)」、払込期日は「平成25年11月21日(木)」

発行価格等決定日が平成25年11月15日(金)の場合、申込期間は「自 平成25年11月18日(月) 至 平成25年11月19日(火)」、払込期日は「平成25年11月22日(金)」

発行価格等決定日が平成25年11月18日(月)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 一般募集の主幹会社は野村證券株式会社(単独ブックランナー)、共同主幹会社はみずほ証券株式会社であります。
5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
7. 申込証拠金には、利息をつけません。
8. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年11月13日(水)の場合、受渡期日は「平成25年11月22日(金)」

発行価格等決定日が平成25年11月14日(木)の場合、受渡期日は「平成25年11月22日(金)」

発行価格等決定日が平成25年11月15日(金)の場合、受渡期日は「平成25年11月25日(月)」

発行価格等決定日が平成25年11月18日(月)の場合、受渡期日は「平成25年11月26日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3)【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4)【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5)【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	100株	自 平成25年11月19日(火) 至 平成25年11月20日(水) (注)1.	該当事項はあ りません。	平成25年11月25日(月) (注)1.

(注)1. 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2)募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一といたします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2. 全株式をイオン株式会社に割当て、一般募集は行いません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

(6)【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
ウエルシアホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

(7)【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	800,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	480,000株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	160,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	64,000株	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	48,000株	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	32,000株	
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	16,000株	
計	-	1,600,000株	-

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
12,933,727,800	70,000,000	12,863,727,800

(注) 1. 一般募集の引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成25年10月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額12,863,727,800円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,291,024,000円と合わせ、手取概算額合計上限14,154,751,800円について、全額を平成26年8月末までに当社子会社であるウエルシア関東株式会社、株式会社高田薬局及びウエルシア関西株式会社への投融資資金に充当する予定であります。なお、当該各子会社は、当社からの投融資資金を店舗新設のための設備投資資金に充当する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第4期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」に記載された当社グループの設備計画は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月6日）現在（ただし、既支払額については平成25年9月30日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加予定面積 (㎡)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
ウエルシア 関東(株)	東北地方 13店舗	店舗新設	1,992	16	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	11,840
	関東地方 93店舗	店舗新設	13,315	114	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	83,708
	中部地方 27店舗	店舗新設	4,274	102	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	25,892
(株)高田薬局	中部地方 28店舗	店舗新設	4,195	86	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	25,024
ウエルシア 関西(株)	近畿地方 22店舗	店舗新設	3,141	69	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	17,359

(注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 投資予定額には、商品代金は含まれておりません。

3. 増加予定面積は、建設予定売場面積を示しております。

4. 当社からの投融資資金は、当社が今回の増資（一般募集、その他の者に対する割当及び本件第三者割当増資）による調達資金を子会社へ投融資するものであります。

5. 上記設備は平成26年8月期、平成27年8月期中に着手・完成する予定であります。具体的な時期については未定であります。

6. 当社グループは、医薬品・調剤・化粧品等を中心とした小売事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしておりません。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	240,000株	1,354,896,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から240,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.welcia.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成25年10月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成25年11月19日(火) 至 平成25年11月20日(水) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式会社の 本店及び全国各 支店		

(注)1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 株式の受渡期日は、平成25年11月26日(火)()であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件(一般募集)」における株式の受渡期日と同一といたします。

3. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。

5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から当社株主から240,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、240,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社から上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年11月6日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式240,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成25年12月11日(水)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年12月4日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数そのものが減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 240,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成25年12月10日(火) |
| (6) 払込期日 | 平成25年12月11日(水) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年11月13日(水)の場合、「平成25年11月16日(土)から平成25年12月4日(水)までの間」
発行価格等決定日が平成25年11月14日(木)の場合、「平成25年11月19日(火)から平成25年12月4日(水)までの間」
発行価格等決定日が平成25年11月15日(金)の場合、「平成25年11月20日(水)から平成25年12月4日(水)までの間」
発行価格等決定日が平成25年11月18日(月)の場合、「平成25年11月21日(木)から平成25年12月4日(水)までの間」
となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である高田隆右、榎屋茂康、株式会社榎屋総研、有限会社榎屋及び榎屋藍は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

更に、一般募集に関連して、その他の者に対する割当の割当予定先であるイオン株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。なお、イオン株式会社の当社株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」をご参照ください。

上記の場合において、野村證券株式会社は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成25年11月6日(水)開催の取締役会においてイオン株式会社を割当先とする当社普通株式757,000株の第三者割当増資(その他の者に対する割当)を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c.割当予定先の選定理由」に記載のとおり、イオン株式会社は持分法適用関係にある当社のその他の関係会社であり、平成25年8月31日現在、当社の総議決権数の29.38%の議決権を所有しておりますが、引き続きイオン株式会社との持分法適用関係を維持するためにその他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、その他の者に対する割当も中止いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	イオン株式会社	
	本店の所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第88期(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)	平成25年5月17日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度 第89期第1四半期(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)	平成25年7月16日 関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度 第89期第2四半期(自平成25年6月1日至平成25年8月31日)		平成25年10月15日 関東財務局長に提出	
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数(平成25年8月31日現在)	5,421,521株
		割当予定先が保有している当社の株式の数(平成25年8月31日現在)	
	人事関係	割当予定先の顧問1名が当社の社外取締役を兼務し、割当予定先のグループ会社の社外監査役1名が当社の社外監査役を兼務しております。また、当社グループ子会社においては、割当予定先から社外取締役3名と社外監査役2名が兼職しており、執行役員として出向者1名を受け入れております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	割当予定先よりPB(プライベートブランド)商品「TOPVALU」及び「ハピコム」の仕入取引があります。	
c. 割当予定先の選定理由	割当予定先と、当社の連結子会社であるウエルシア関東株式会社は、平成12年2月26日に今後のヘルス&ビューティケア関連事業の社会的意義と事業機会の将来性に着目し、相互の発展を目的にした業務・資本提携を行うことで合意し、覚書を締結いたしました。その結果、割当予定先は、当社の「その他の関係会社」となり、また、割当予定先は、平成25年8月31日現在、当社の総議決権数の29.38%の議決権を所有し、当社を持分法適用会社としております。 また、株式所有関係のみならず、商品取引も行っており、引き続き割当予定先との良好な関係を維持することにより、当社グループの企業価値向上に資するものと考え、その他の者に対する割当の割当予定先といたしました。		
d. 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 757,000株		

e. 株券等の保有方針	<p>割当予定先は、当社との持分法適用関係維持のため、長期的に保有する方針です。</p> <p>割当予定先より、当該割当予定先がその他の者に対する割当の払込期日から2年以内に、割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を取得する予定です。</p> <p>なお、割当予定先は、野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。</p>
f. 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が平成25年10月15日に関東財務局長に提出した第89期第2四半期報告書により、当該割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。</p>
g. 割当予定先の実態	<p>割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。</p>

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の発行価格は、一般募集の発行価格と同額といたします。一般募集の発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、その他の者に対する割当の発行価格(払込金額)の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、その他の者に対する割当の発行価格(払込金額)は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、発行価格(払込金額)の決定方法に係る適法性につきましては、平成25年11月6日(水)開催の取締役会において、監査役4名全員(うち社外監査役3名)が適法である旨意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

その他の者に対する割当により発行される株式数は757,000株(議決権の数7,570個)であり、平成25年11月6日現在の当社の発行済株式総数18,574,343株に対する割合は4.1%(平成25年8月31日現在の総議決権数184,541個に対する割合は4.1%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大2,597,000株(議決権の数最大25,970個)であり、平成25年11月6日現在の当社の発行済株式総数18,574,343株に対する割合は最大14.0%(平成25年8月31日現在の総議決権数184,541個に対する割合は14.1%)に相当するものであります。これにより結果として株式の希薄化が生じることとなりますが、前記「第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり、今回の調達資金は、当社グループの店舗新設のための設備投資資金に充当する予定であり、これは、高速出店によるドミナント戦略強化が、企業価値の更なる向上をもたらすものと考えております。したがって今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区 中瀬1丁目5-1	5,421,521	29.38	6,178,521	29.35
高田隆右	静岡県静岡市葵区	1,049,801	5.69	1,049,801	4.99
鈴木アサ子	埼玉県春日部市	808,049	4.38	808,049	3.84
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北 二十四条東20丁目1 -21	708,624	3.84	708,624	3.37
槌屋茂康	大阪府堺市南区	554,840	3.01	554,840	2.64
株式会社槌屋総研	大阪府和泉市室堂町 1723番地	541,955	2.94	541,955	2.57
ウエルシアホールディングス 従業員持株会	東京都千代田区神田 須田町1丁目9番地	532,845	2.89	532,845	2.53
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	522,800	2.83	522,800	2.48
有限会社槌屋	大阪府和泉市室堂町 1723番地	491,330	2.66	491,330	2.33
鈴木孝之	埼玉県春日部市	381,742	2.07	381,742	1.81
計		11,013,507	59.68	11,770,507	55.91

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成25年8月31日現在の株主名簿に基づき記載してあります。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年8月31日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年11月7日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年11月13日から平成25年11月18日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.welcia.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下の「１．会社概況」から「４．出店状況」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

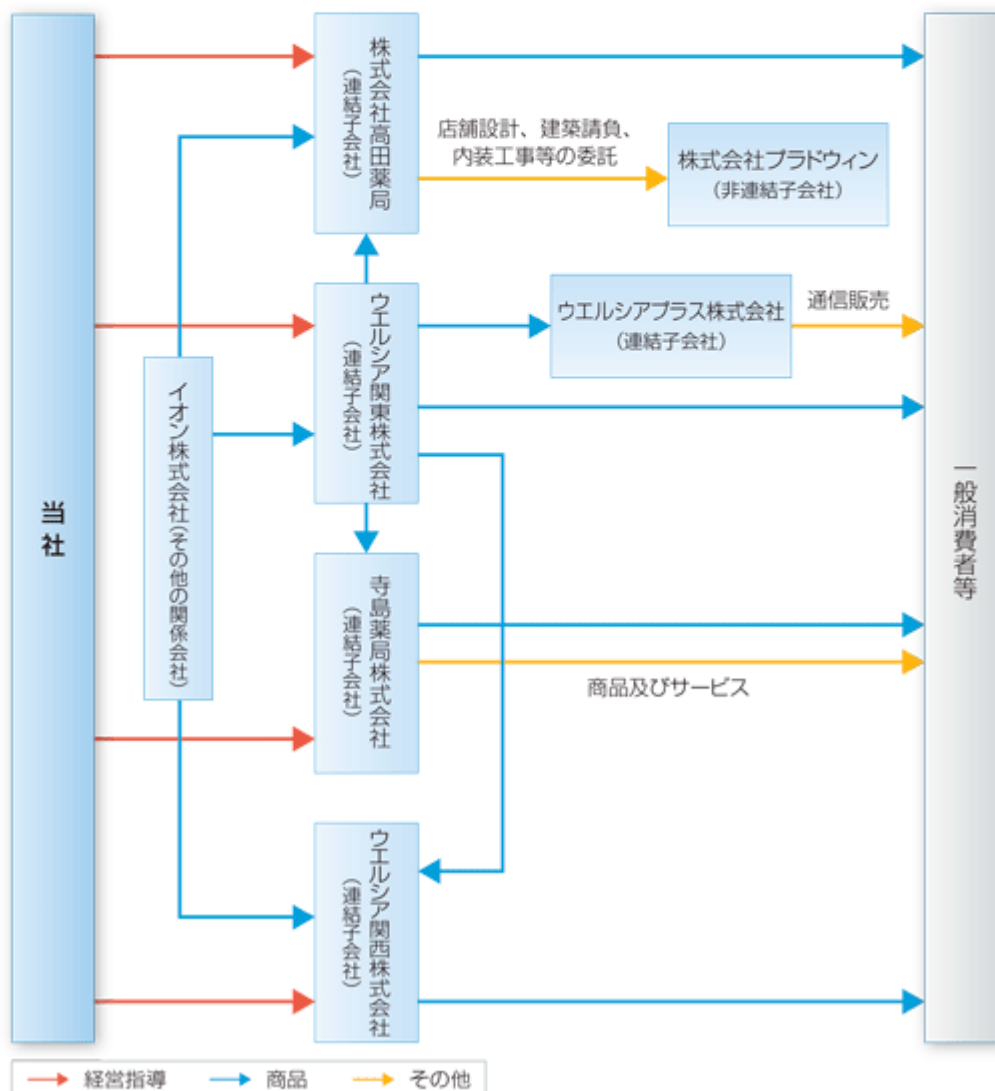
1. 会社概況



当社は、平成20年9月にウエルシア関東株式会社と株式会社高田薬局が株式移転により設立した企業であります。

当社グループの主要な事業は、医薬品、化粧品等を販売するドラッグストアを営んでおり、「ドラッグ&調剤」、「化粧品のカウンセリング販売」、「深夜営業」に「介護」を加えたビジネスモデルを基本として広域に多店舗展開を行っております。

当社グループの主な事業の系統図は、平成25年8月31日現在、次のとおりであります。



2. 業績等の推移



連結経営指標等

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決 算 年 月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月
売 上 高 (百万円)	198,928	238,752	270,816	293,378	334,393
経 常 利 益 (百万円)	5,904	8,149	11,390	12,292	13,811
当 期 純 利 益 (百万円)	2,154	3,524	4,544	5,899	7,669
包 括 利 益 (百万円)	—	—	4,713	6,158	8,053
純 資 産 額 (百万円)	26,912	33,229	37,349	42,792	50,276
総 資 産 額 (百万円)	86,867	100,462	106,271	110,960	139,399
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,850.30	1,918.02	1,958.26	2,239.92	2,607.33
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 金 額 (円)	153.31	228.32	245.92	319.29	413.37
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 金 額 (円)	—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	29.9	32.1	34.1	37.3	34.7
自 己 資 本 利 益 率 (%)	10.3	12.1	13.3	15.2	17.1
株 価 収 益 率 (倍)	11.1	8.6	7.1	8.3	11.8
営 業 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	5,466	13,245	11,635	7,924	30,447
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	△14,438	△5,316	△4,621	△10,683	△11,306
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	11,292	△6,229	△6,823	△451	△9,107
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 当 期 末 残 高 (百万円)	8,294	10,810	11,005	7,794	18,144
従 業 員 数 (人) 〔ほか、平均臨時雇用者数〕	2,371 (4,692)	2,815 (5,620)	3,021 (6,117)	3,331 (7,017)	3,788 (7,968)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第3期、第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

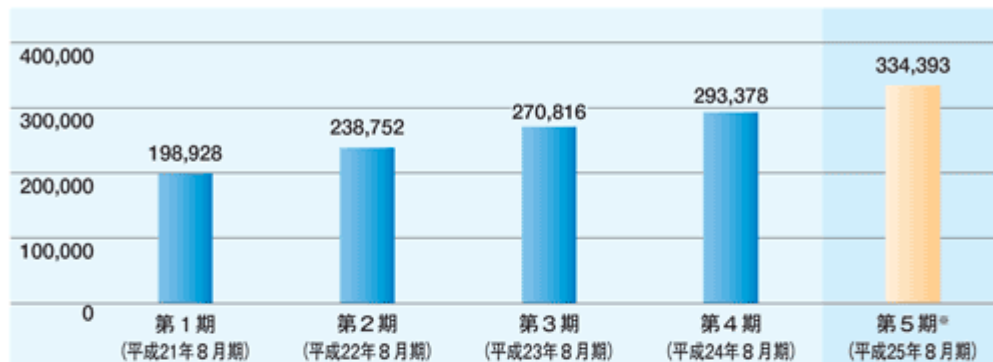
4 第4期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。第4期において1株を1.1株とする株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5 第5期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。



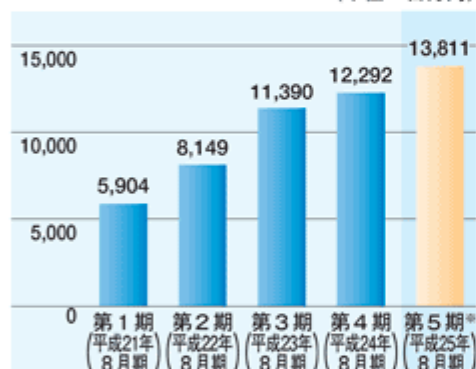
売上高（連結）

（単位：百万円）



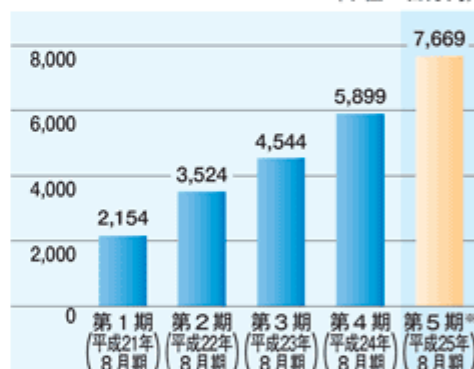
経常利益（連結）

（単位：百万円）



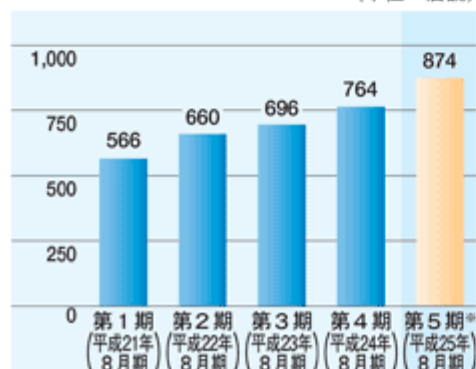
当期純利益（連結）

（単位：百万円）



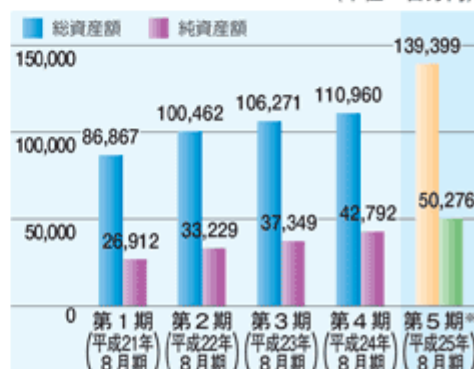
店舗数の推移

（単位：店舗）



総資産額及び純資産額（連結）

（単位：百万円）

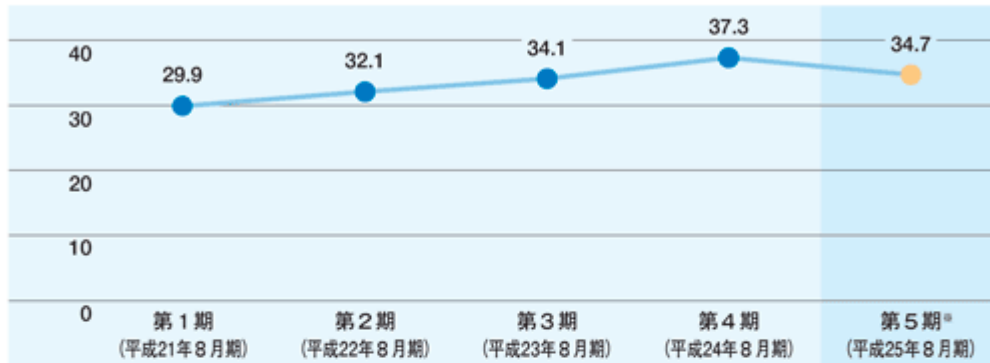


※第5期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。



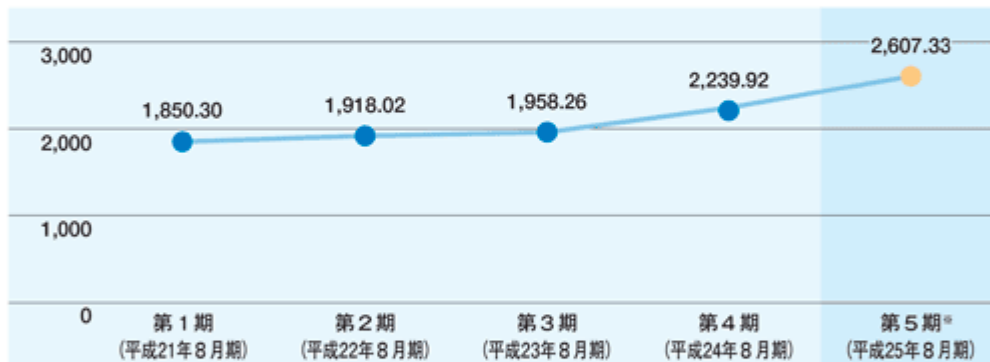
自己資本比率（連結）

（単位：％）



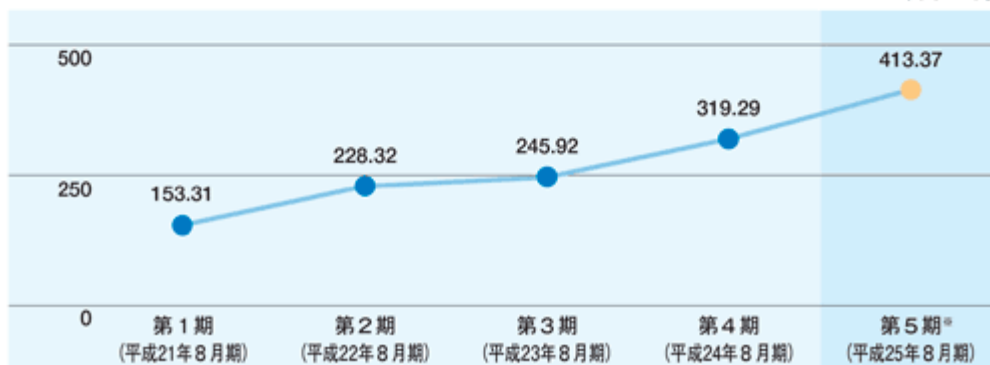
1株当たり純資産額（連結）

（単位：円）



1株当たり当期純利益（連結）

（単位：円）



※第5期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領していません。

3. 事業概要



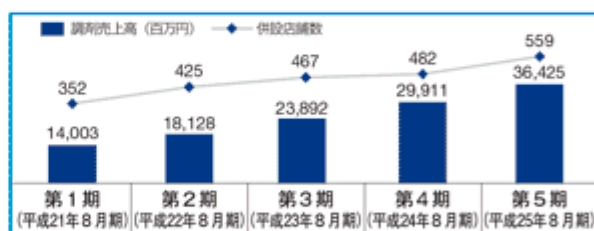
当社グループは、「お客様の豊かな社会生活と健康な暮らしを提供します」を経営理念として、地域に密着した「かかりつけ薬局」として安心・安全の提供と、日々の生活に利便性を提供する店舗展開を目指しております。

上記の基本姿勢を踏まえ、下記の戦略を展開してまいります。

- 「ドラッグ&調剤」により、調剤併設店舗を展開することで薬剤師による専門性を発揮し、調剤及び医薬品を通してお客様に安心・安全を提供してまいります。
- 「化粧品のカウンセリング販売」により、「いつまでも若く、美しくありたい」というお客様の要望に、専門のアドバイザーが対応してまいります。
- 「深夜営業」により、深夜12時まで営業を基本に店舗営業を行うことで、安心と利便性を提供しております。時代の変化に併せ、最近では「早朝営業」にも積極的に取り組んでまいります。
- 「介護」への取り組みにより、超高齢社会への対応として、介護施設との連携、地域医療への貢献とともに、グループ会社による介護事業にも取り組んでまいります。
- 「出店政策」は、グループ会社の本拠地を中心にドミナント出店を強化するとともに、出店エリアの拡大にも努めてまいります。
- 「海外事業」は、中国において合併会社を設立し、上海で平成24年6月にドラッグ1号店を出店し、現在6店舗（平成25年8月末現在）のドラッグ店舗を運営しております。

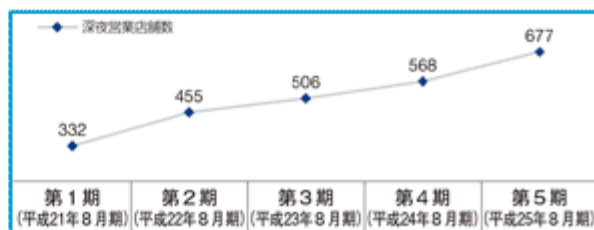
調剤併設

当社グループでは他社に先駆けて調剤併設に取り組んでおり874店舗中559店舗（平成25年8月31日現在）で処方せんの調剤を行っております。



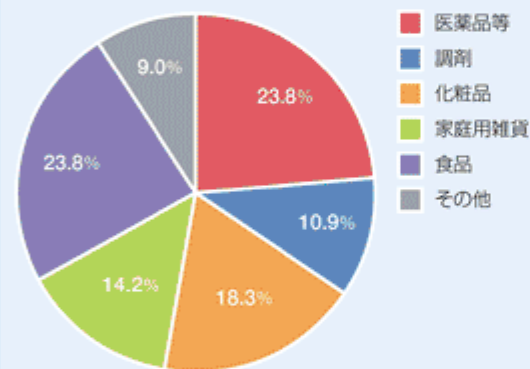
深夜営業（長時間営業）

深夜営業に加え早朝営業にも取り組んでおり、お客様のニーズに対応しております。





店舗外観及び店内の様子



専門性の高い商品群（医薬品等、調剤、化粧品）、利便性の高い商品群（家庭用雑貨、食品）がバランス良く構成されているのが当社グループの特長です。

品目別売上高構成比（平成25年8月期）

その他事業



介護事業

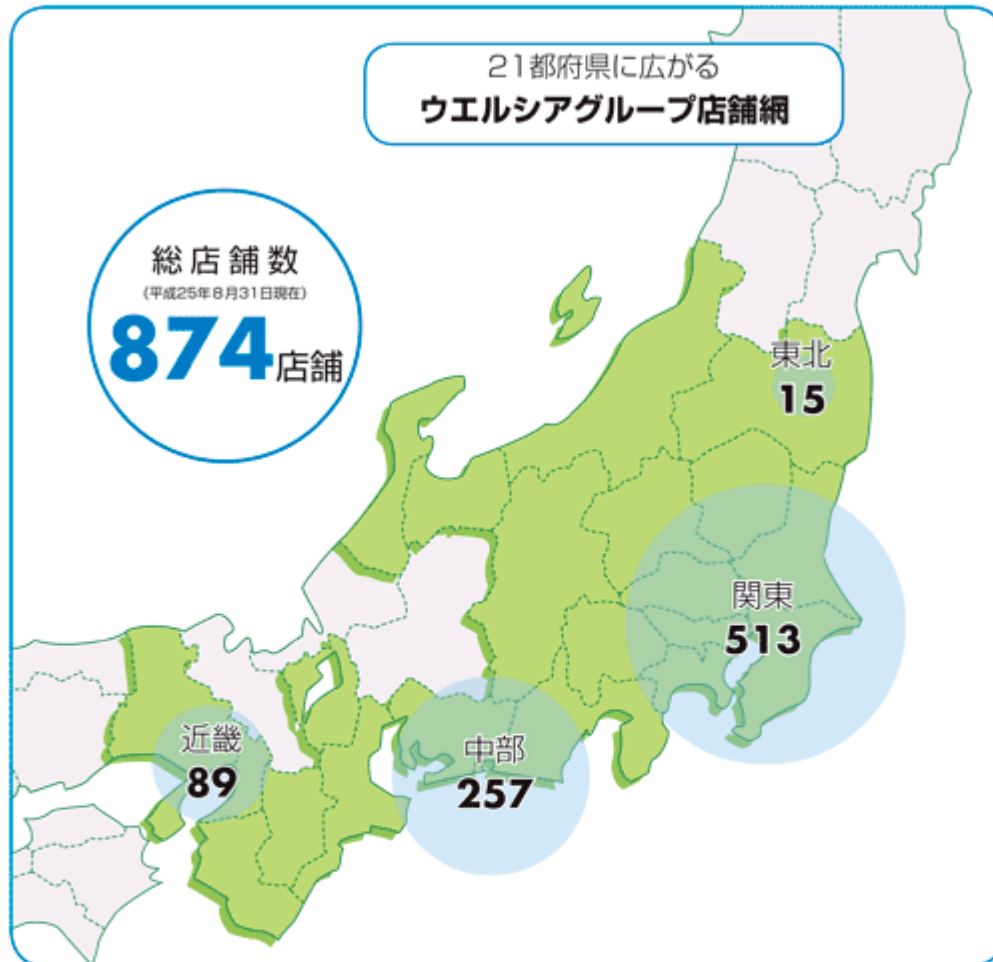
超高齢社会への対応を目指し、積極的に介護事業を展開してまいります。



海外事業

中国の小売業大手の百聯グループと合併会社を設立し、上海に合併事業としてドラッグ店舗を展開しております。

4. 出店状況



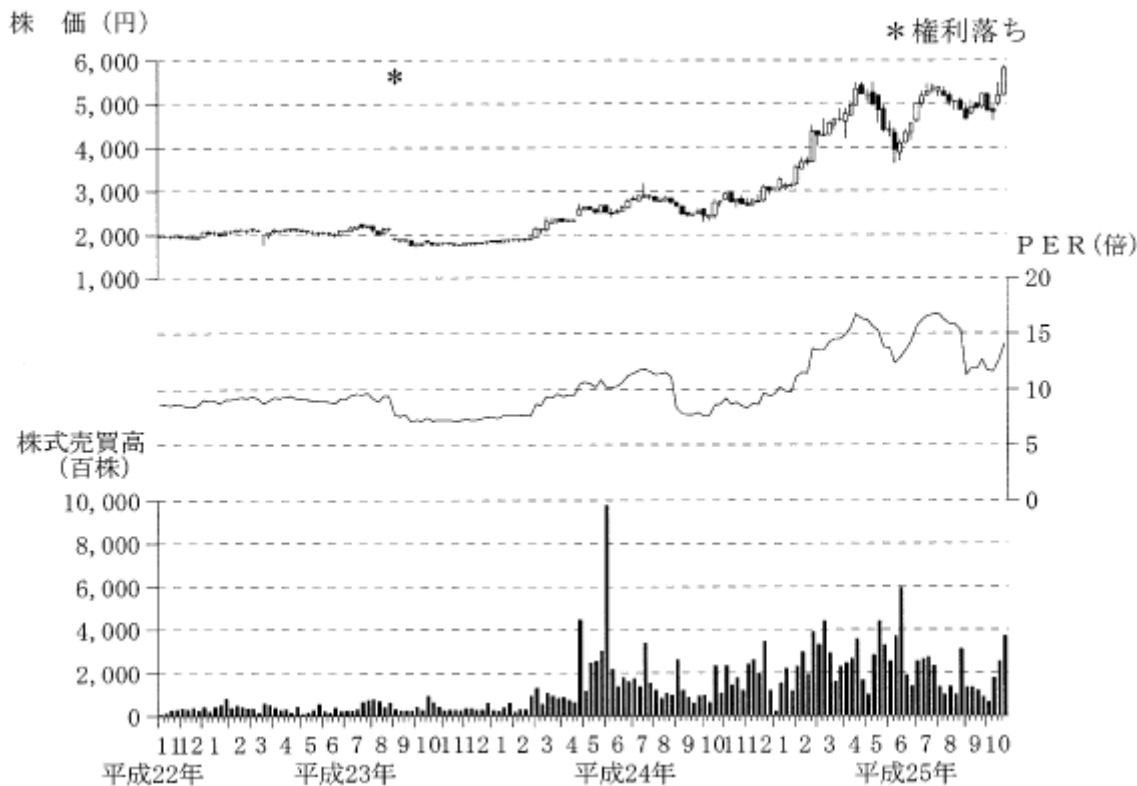
	店舗数		店舗数
■東北	15	石川県	5
福島県	15	山梨県	28
		長野県	16
■関東	513	静岡県	122
茨城県	116	愛知県	12
栃木県	39		
群馬県	38	■近畿	89
埼玉県	137	三重県	9
千葉県	91	滋賀県	1
東京都	72	大阪府	56
神奈川県	20	兵庫県	17
		奈良県	2
■中部	257	和歌山県	4
新潟県	34		
富山県	40	合計	874

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年11月1日から平成25年10月25日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1. ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年11月1日から平成23年8月28日については、平成22年8月期有価証券報告書の平成22年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年8月29日から平成24年8月31日については、平成23年8月期有価証券報告書の平成23年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を1.1で除して得た数値を使用。(平成23年9月1日付で普通株式1株につき1.1株の株式分割を行なっているため。)

平成24年9月1日から平成25年8月31日については、平成24年8月期有価証券報告書の平成24年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年9月1日から平成25年10月25日については、平成25年8月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年5月6日から平成25年10月25日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第4期(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日) 平成24年11月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第1四半期(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日) 平成25年1月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第2四半期(自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年4月12日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第3四半期(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日) 平成25年7月12日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月28日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年2月15日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」について変更及び追加がありました。下記「1 対処すべき課題」は当該変更及び追加を反映し、一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。下記「2 事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記「1 対処すべき課題」及び「2 事業等のリスク」に記載された事項を除き、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

1 対処すべき課題

今後の経済状況につきましては景気回復への動きが期待されるものの、不透明な海外の経済情勢や来年4月から実施される消費税の増税等により、消費者の生活防衛意識は今後も継続すると予想されます。

ドラッグ業界を取り巻く環境についても、価格競争や出店競争の激化はもとよりネット販売の解禁にみる医薬品販売等の規制緩和により、今まで以上に厳しい環境になると考えております。

このような状況のもと当社グループは、「ドラッグ&調剤」、「化粧品のカウンセリング販売」及び「介護」を核としたビジネスモデルを推進しその専門性を高めるとともに、「深夜営業」及び「早朝営業」にも取り組み、お客様の利便性や快適性を追求してまいります。

加えて、出店戦略の強化を図るなどグループ全体としての成長性の向上はもちろんのこと、本部主導のコスト削減による収益性の向上にも、グループを挙げて積極的に取り組んでおります。

また、以下の課題についても積極的に取り組んでまいります。

店舗名を「ウエルシア」に統一し、お客様への認知度を高めることによりブランディングの強化に努めてまいります。

将来を見据えた基幹システム等のインフラ整備を行うとともに、同インフラ活用による業務効率化にも積極的に取り組んでまいります。

既存店の改装等により活性化を図り、お客様にとって魅力ある売場作りをさらに推し進めてまいります。

お客様のニーズに応えるべく、薬剤師、登録販売者及び化粧品担当者への専門的な教育や優秀な人材の確保に取り組むとともに、これまで以上に研修を充実させ、人材の育成に取り組んでまいります。

中長期的な視点での取り組みである中国での合併事業を推進してまいります。

22店舗(平成25年8月末)で稼動しております太陽光発電事業を一段と推進し、環境問題にも積極的な取り組みを進めてまいります。

2 事業等のリスク

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)現在において当社グループが判断したものであります。

法的規制について

(a) 「薬事法」等による規制について

当社グループは、「薬事法」上の医薬品を販売するにあたり、各都道府県等の許可・登録・指定・免許及び届出を必要としております。また、酒類、たばこ、食品等の販売についても、食品衛生法等それぞれの関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後、当該法令等の改正により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その主なものは、次のとおりであります。

許可、登録、指定、免許、届出の別	有効期間	関連する法律	登録等の交付者
医薬品販売業許可	6年	薬事法	各都道府県知事等
薬局開設許可	6年	薬事法	各都道府県知事
高度管理医療機器等販売業及び賃貸業	6年	薬事法	各都道府県知事
保険薬局指定	6年	健康保険法	各地区厚生局長
毒薬劇物一般販売業登録	6年	毒物及び劇物取締法	各都道府県知事等
麻薬小売業者免許	2年	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
動物用医薬品一般販売業許可	6年	薬事法	各都道府県知事
農薬販売業届出	制限なし	農薬取締法	各都道府県知事

(b) 医薬品の販売規制緩和について

医薬品の販売規制緩和については、平成18年6月8日に「薬事法の一部を改正する法律(公布日：平成18年6月14日、施行日：平成21年6月1日)」が成立しております。

当法律によれば、一般用医薬品についてリスクの程度に応じて3グループに分類され、このうちリスクの低い2つのグループについては、本法律により新設された「登録販売者」の資格を有する者がいれば、薬剤師が不在であっても販売を行うことが可能になっております。

このような規制緩和による一般小売店での医薬品販売の自由化に加え、医薬品のネット販売解禁により異業種との競争が激化した場合には、今後の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 出店に関する規制緩和について

「大規模小売店舗立地法」においては、売場面積が1,000㎡超の新規出店及び既存店の変更については、届出が義務づけられております。

当社グループは、売場面積1,000㎡未満の店舗を基本方針として出店しておりますが、平成25年8月末日現在、当社グループにおける売場面積1,000㎡超の店舗は52店舗となっております。よって、例外的に1,000㎡超の店舗を出店する場合もあり、この場合は「大規模小売店舗立地法」により、地元自治体等との交渉の動向によっては、出店近隣住民及び地元小売業者との調整を図る事が必要となる可能性があります。従いまして、上述の法的規制等により計画通りの出店ができない場合は、今後の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策について

当社グループは、平成25年8月末日現在で874店舗の運営をしております。最近の当社グループの業容拡大には、店舗数の拡大が大きく寄与しております。当社グループが新規出店する場合には、常に個別店舗の採算を重視しており、当社グループの出店条件に合致する物件がなければ、出店予定数を変更することがあるため、当社グループの業績見通しに影響を及ぼす可能性があります。

薬剤師不足問題について

薬局(ドラッグストアを含む)では、薬事法により店舗ごとに薬剤師の配置が義務付けられており、また、調剤業務は薬剤師が行わなければなりません。

しかしながら、薬剤師の採用確保は業界全体の課題であり、薬剤師の確保が予定通りできない場合は、当社グループの出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおける平成25年8月末日現在の薬剤師(資格取得者)の人数は、2,022名(うち、正社員1,036名)であります。

薬価基準及び調剤報酬の改定について

調剤業務における売上高は、薬剤収入と調剤技術に係る収入から構成されております。これらは、健康保険法に定められた、公定価格である薬価基準及び調剤報酬の点数をもとに算出されております。今後、薬価基準や調剤報酬の改定が行なわれた場合には、当社グループの業績見通しや業績に影響を及ぼす可能性があります。

調剤業務について

「ドラッグ&調剤」をビジネスモデルの中心とする当社グループは、今後、処方箋の応需枚数が益々増加することが予想されるため、薬剤師の調剤に対する知識の充実についても積極的に取り組んでおります。

また、調剤業務においても調剤ミスの防止を目的とした調剤過誤防止システムを導入し、かつ、調剤全店において「薬局賠償責任保険」にも加入しております。

しかしながら、調剤ミス等による行政処分や訴訟を受けることがあった場合、社会的責任を損なうことで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏洩防止について

当社グループは、「個人情報保護法」施行以前より処方箋等の個人情報を扱っております。これらの情報は、万全の管理体制のもと細心かつ厳重な取り扱いをしておりますが、万が一漏洩した場合に、訴訟を受けたり、社会的信用を失墜すること等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社ツルハ、イオン株式会社との業務・資本提携について

- (a) 当社の連結子会社であるウエルシア関東株式会社と株式会社ツルハ(本社 北海道札幌市)は、平成11年8月23日に両社の経営基盤を集結することにより、相互の事業基盤強化と拡大を図ることを目的とした業務・資本提携を行うことで合意し、基本契約書を締結いたしました。

平成25年8月末日現在において、株式会社ツルハは当社の株式を3.82%(708千株)保有しております。なお、当社グループとは競合関係にありますが、出店調整等は行っており、当該契約による制約はございません。

- (b) 当社の連結子会社であるウエルシア関東株式会社とイオン株式会社(本社 千葉県千葉市)は、平成12年2月26日に今後のヘルス&ビューティケア関連事業の社会的意義と事業機会の将来性に着目し、相互の発展を目的とした業務・資本提携を行うことで合意し、覚書を締結いたしました。

平成25年8月末日現在において、イオン株式会社は当社の株式を29.19%(5,421千株)保有しており、当社はイオン株式会社の持分法適用会社となっております。

また、イオン株式会社の顧問であり、イオン株式会社の連結子会社である株式会社CFSコーポレーションの取締役会長、及び、同じく同社の連結子会社であるシミズ薬品株式会社の社外取締役でもある井元哲夫氏が当社の社外取締役を兼務し、株式会社CFSコーポレーションの社外監査役である谷内寿照氏は、当社の社外監査役を兼務しております。

なお、株式会社CFSコーポレーションは、関東及び静岡地方を中心にドラッグ事業を展開しており、当社グループとは競合関係にありますが出店調整等は行っており、当社及び当社グループの経営上の重要事項につきましても、独自の経営判断に基づき業務執行を図っており、イオン株式会社からの独自性は確保されております。

また、当社グループ子会社のウエルシア関東株式会社及び株式会社高田薬局には、イオン株式会社から社外取締役1名と社外監査役1名が兼職しており、同じく当社グループ子会社のウエルシア関西株式会社には、イオン株式会社から社外取締役1名が兼職しております。なお、ウエルシア関東株式会社は、イオン株式会社より執行役員として出向者を1名受け入れております。

イオン株式会社との取引については、イオン株式会社よりP B(プライベートブランド)商品「TOPVALU」及び「ハピコム」の供給を受けており、「イオン株式会社の店舗の仕入価格をもって、当社に対する仕切価格とする。」ことを取引条件としております。なお、当社の仕入額に占めるイオン株式会社グループとの取引金額は僅少であります。

買収(M & A)等の投資について

当社グループは、買収等を行う際に対象会社の財務内容や契約関係等について、詳細なデューデリジェンスを行い極力リスクを回避するよう努めておりますが、買収等を実施した後に偶発債務や未認識債務が発生する可能性も考えられます。また、買収等時に発生するのれんの償却については対象会社ごとに、その超過収益力の効果が発現すると見積られる期間にわたり償却を行う必要があります。なお、平成25年8月期末におけるのれんの残高は7,857百万円でありませ

す。今後、新たにのれんが発生し、その償却費用が増加する可能性があります。また、対象会社の業績が大幅に悪化し、将来の期間にわたって損失が発生する状態が継続すると予想される場合には、減損処理を行う必要が生じる可能性があります。これによって当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

介護事業について

当社グループの介護事業は、公的介護保険法内のサービスが中心で介護保険法をはじめとする各種関連法令によって規制を受けております。今後、これら法令の見直しが当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、介護事業所におきましては、質の向上・維持を図るため「ISO9001:2000」の認証を取得しておりますが、介護サービス中のトラブルなどによる訴訟を受けることがあった場合、社会的信用を損なうことで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

減損会計の適用について

「固定資産の減損に係る会計基準」の適用により、今後においても、競合の激化や予期せぬ商圈の変化等により、店舗の収益性に変化があった場合は固定資産の減損処理が必要な場合があります。その場合、特別損失が計上され当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

大規模な自然災害等について

当社グループは広域地域において営業活動を展開しており、大規模な地震・台風などの自然災害等により当社グループの設備に損害や従業員等の人的被害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ウエルシアホールディングス株式会社 本店
(東京都千代田区神田須田町一丁目9番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。